

計画主体名	佐賀県鹿島市		
計画期間	H29～H33	総事業費（交付金）	316,050千円（158,025千円）
実施期間	H29～H32		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本計画は干潟交流館整備による交流人口増加と、それによる地域農水産物の消費拡大（or 雇用人数の増加）を目標としている。都市住民との直接交流や農林水産物の消費拡大を通じて生産者の意欲向上につなげ、農山漁村の活性化を図るものであり、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	有明海の干潟を活用した干潟体験や干潟学習を行う上で必要不可欠な施設である干潟交流館を整備するものであるため、事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成は妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第6次鹿島市総合計画において、観光の施策の展開方向に、観光振興を通じた交流人口の増加を目指しますとあり、農業・林業・水産の施策の展開方向には「食と農」の繋がりを認識できる取組を推進しますと掲げられており、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	当地区を代表する組織として「七浦地区振興会」がある。これは七浦地区住民約2,900人の全戸及び地区の自治会、農林水産、商工関係機関等が加入して昭和61年に発足した組織で、七浦地区の産業から生活、文化伝承に至るまでの様々な課題や振興策を実践してきた団体である。また、「榊七浦」は平成3年に設立され、当地区の農林漁業者が6割強の株式を持つ団体であり、七浦地区振興会と密接な関係にある。この両団体の役員と活性化計画の内容等について意見交換会を実施し、十分な合意形成を図っている。
活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	七浦地区振興会及び榊七浦の役員には必ず女性が割り当てられているため、女性の意見を聞く機会を設けている。
事業の推進体制は確立されているか	○	干潟交流館整備は鹿島市が事業実施主体となり商工観光課が担当部署として体制が確立されている。

活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	干潟体験やラムサール条約湿地及び佐賀大学との連携による干潟の生物を学習する事業により都市住民との交流を促進させる。また、干潟交流館整備により道の駅鹿島への来訪者が増加し既存の地元農林水産物直売所の売り上げ増につながるにより、地区の農業、漁業の活性化を目指すこととしているため、整合性は確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	本計画では交流人口の増加、地元農林水産物販売促進及び雇用者数の増加を目標とする。
計画期間・実施期間は適切か	○	干潟交流館については4年間で整備を行うことから実施期間4年、計画期間5年としており計画期間、実施期間は適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付要望額＝158,025千円 交付限度額＝事業費 316,050千円×交付額算定交付率1/2＝158,025千円であり範囲内である。

## 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	本計画は新規に取り組む事業であり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設を対象とするものではない。
土木・建築構造物等の施行に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	設計及び施工を行う業者は鹿島市建設工事等入札参加資格に関する規定に基づき入札参加者を決定するため、設計においては構造検討を行い安全性が確保される。また、設計施工の検査については鹿島市の規定に基づき鹿島市の職員による検査を行う。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	干潟交流館については鉄骨造で建設を行う。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙6に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	干潟交流館の耐用年数が50年である。その他付帯施設については耐用年数5年以上のもののみ交付対象として申請する。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	干潟交流館の整備により、今まで不足していた干潟体験用シャワー更衣室の容量不足が解消されることから団体客の同時受け入れが可能になることや、市内の干潟がラムサール条約湿地に登録さ

		れたため干潟学習の来客数増加が確実である。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村振興交付金費用対効果算定要領に基づいたものであり適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		費用対効果算定による結果は1.22である。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は都市農山漁村総合交流促進施設であり、実施主体は鹿島市であるため要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は鹿島市であるため個人に対する交付ではない。また、完成後の運営は鹿島市の管理下に置くため目的外使用はない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		利用計画は作成している。干潟交流館の整備により干潟体験や干潟学習に複数の団体を受け入れることができるようになるため利活用の見通しは適正である。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	現在の入り込み客数を既存施設利用者数の147,531人（H25～H27）とし、現在容量不足になっている施設を適正な容量にした場合、目標設定の増加は見込める。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	干潟体験及び学習施設については、道の駅鹿島独自の体験型観光事業としてほかに類を見ないものである。また、隣接する農水産物直売所は年間20万人を超える客数であるため相乗効果により施設利用者増に繋がる。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	干潟交流館のシャワー室は干潟体験を行う5月～10月までを主な使用時期として、対象者は修学旅行を主な対象者としているが、干潟体験が出来る時間をHPにアップし一般の体験者も積極的に受け入れを行う。干潟学習は小型のエレベーターを設置するなど全ての年齢層で利用できるよう検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	設置場所は当市の主要幹線道路である国道207号線沿いにあり、背後は有明海に面する「道の駅鹿島」の敷地内である。干潟体験者数が年々増加するに伴い、施設の容量不足のため予約を断らざるを得ない状況であったため、施設の規模についてはこれまでの利用者数に対応できる規模とする。また、ここはガタリンピックの会場でもあるため認知度が高く、更に伝統漁撈体験が出来る施設もあるためこれらと連携しながら相乗効果も期待できる。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	平成28年度で第32回が開催された鹿島ガタリンピックを継続して開催することで道の駅鹿島や干潟体験の認知度が高まっている。また干潟体験者は修学旅行生が主となっているため、各学校や修学旅行を企画する旅行会社に対し営業活動を行い、体験者数の増加を図る。運営については別紙6第12施設等の管理に記載の指定管理者への管理を予定している。

施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	干潟交流館の運営を行う指定管理業者は施設完成後に決定するため未定であるが、今後干潟体験事業を行う可能性が最も高い(株)七浦の役員体制は取締役7人中3人が女性である。
事業費積算等は適正か	○	積算については公共建築の基準に沿って行い、単価の設定についても公共工事の積算基準を準用するため事業費の積算は適正である。
過大な積算としていないか	○	積算については公共建築の基準により行う。また、延べ床面積当りの建設費は事業費の積算根拠等を整理し、289,979 円/㎡となっており、農山漁村振興交付金の上限 29 万円以下であり過大な積算ではない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	施設の設計は過大なものにならないよう効率的な意匠であり必要最小限の整備となっている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	干潟交流館と農林水産物直売所との間に屋根つき開放スペースを設置するが、二つの施設は相互に連携して来訪者増を目指すものであり、必要である。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	備品として干潟学習室の展示用の棚、ミニ水族館の備え付けの水槽を交付金で整備する。当該備品は事業遂行上必要不可欠なものであり、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定場所は主要幹線道路である国道 207 号線沿いにある道の駅鹿島の敷地内であり、駐車場も十分にあり集客力に優れている。背後は有明海に面し干潟の運動会で有名な鹿島ガタリンピックの会場としても有名であるため、知名度は高い。隣接する農水産物直売所には年間 20 万人を超える集客力がある。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	施設用地は鹿島市有地であり鹿島市が建設する干潟交流館の建設については問題ない。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別紙 6 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	○	整備する施設は延べ床面積当たり 29 万円以内であり、施設の延べ床面積の合計は約 988 ㎡であるため範囲内である。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知) I の第 2 の 4 の (3) の基準に照らし適正であるか	—	
整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 ㎡以内か(既存施設は除く)	○	干潟交流館の延べ床面積が約 988 ㎡であるため、1,500 ㎡以下である。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 ㎡以内の交付算	○	干潟交流館の延べ床面積当たりの建設費は 29 万円以内であり基準以下である。

定額となっているか)		
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	干潟交流館の実施主体は鹿島市であり、干潟交流館の建設については庁内決定されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	鹿島市の入札方式は指名競争入札となっており、一般競争入札は導入されていないため指名競争入札を行う。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	干潟交流館の管理運営については、指定管理者制度を活用し、適正に行っていく。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	干潟交流館の実施主体である鹿島市では建物の維持管理計画を策定し、維持管理にかかる予算を確保していく。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	干潟体験や干潟学習を通じて農山漁村交流の促進を図る施設であるため、収支を伴う施設ではない。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	合体施策ではない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	重複申請はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	生産振興を主たる目的とした施設ではない。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	他の施策の交付対象ではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。